

公 示 送 達 書

令和8年7月7日

おいらせ町公告
第 52 号

おいらせ町長 成 田 光 寿

下記の送付すべき書類が、本人の住(居)所不明のため(本人の住(居)所への送達困難な事情があるため)送達出来ません。当町役場に保管してありますので、ご連絡があればただちに交付します。

地方税法第20条の2第2項の規定によりこの旨公示送達します。

記

年 度	令和8年度
送付を受けるべき方の氏名・名称	送付をすべき書類の種類
蹴揚 節子	令和8年度固定資産税 第1期 督促状
澤口 純子	令和8年度軽自動車税督促状
GEORGE ANDREW WALTER	令和8年度軽自動車税督促状
中野 郁子	令和8年度軽自動車税督促状
高田 優哉	令和8年度軽自動車税督促状
山田 隆雄	令和8年度軽自動車税督促状

注意: 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。